

平成28年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業
(系統性のある支援研究事業)
成果報告書(概要版)

実施機関名(三重県教育委員会)

1. テーマ

「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項」に基づく引継ぎを県内全域において促進するとともに、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を促進する。

2. 問題意識・提案背景

本県の県立高等学校には、発達障害の可能性のある生徒が1.4%程度在籍していると推測され(平成25年10月 県教育委員会調べ)、校内の支援体制の整備や指導・支援の充実が課題となっている。

また、本県では平成24年度から情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用した支援情報の引継ぎに取り組んでいる。しかし、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにおいては十分に活用されていないという状況があった。

そこで、県教育委員会では、平成27年度に「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項(以下、「実施要項」という。)」を作成し、県立高等学校に入学する生徒について、市町教育委員会の協力を得て、県内全域において引継ぎを実施した。

平成27年度の引継ぎの結果を検証し、引継ぎ方法の有効性と問題点を確認するとともに、市町教育委員会と連携して、パーソナルカルテを活用した引継ぎを促進する必要がある。

3. 目的・目標

実施要項に基づく中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを県内全域で促進するため、平成28年度に県立高等学校に入学した生徒のうち、引継ぎが実施された事例について、学校間連携コーディネーター及び広域学校間連携コーディネーターが、入学後の状況の把握や、高等学校における支援についての指導助言を行うとともに、引継ぎ方法の有効性を検証する。また、継続支援研究会議において、引継ぎの状況等の情報共有を行うとともに、効果的な引継ぎのあり方について検討する。さらに、県立学校長会の協力を得てアンケート調査を行い、引継ぎの成果と課題について集約する。

パーソナルカルテの活用を促進するため、市町教育委員会を通じて、小・中学校におけるパーソナルカルテの所有状況を把握するとともに、市町教育委員会を訪問し、各市町におけるパーソナルカルテの活用における課題やその対応策について協議する。

4. 主な成果

① 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて

全日制 25 校と定時制 6 校で、入学決定後から 3 月末までの間に、86 人の引継ぎがあり、すべての事例において、個別の指導計画、個別の教育支援計画、パーソナルカルテ等のいずれかが活用されていた。学校間連携コーディネーター等による活動や、継続支援研究会議・地域別継続支援研究会議における研究協議、アンケート調査を通じて、引継ぎ方法が有効であることが明らかになった。

② パーソナルカルテについて

公立小・中学校に在籍する児童生徒の 2.2% (3,191 人) がパーソナルカルテを所有しているが、市町により所有状況に違いが見られた。小・中学校から保護者への働きかけを行うことや、パーソナルカルテの活用方法について、各市町の担当者と協議し、共通理解を図ることができた。

5. 指定校における取組概要

① 持続的な引継ぎシステムを指向した個別の教育支援計画等の作成方法等の研究

中学校が高等学校毎に「支援情報を引き継ぐ生徒の一覧表（以下、「一覧表」という。）」を作成する。中学校の負担を考慮し、引継ぎのために新たに作成する資料はこの一覧表のみとし、これに各校が任意の様式で作成・活用している個別の指導計画や個別の教育支援計画等の資料を添えて高等学校へ持参し、手交によって引き継ぐシステムとしている。

実際の引継ぎにおいて、中学校にとっては資料作成の負担が小さく、高等学校にとっては、一覧表があることで、引き継がれた資料が保護者の同意を得たものであることがわかり、安心して保護者と共有できるというメリットがあった。

パーソナルカルテは、支援を必要とする児童生徒が安心して一貫した支援を受けられるよう、支援情報を円滑に引き継ぐためのツールである。具体的には、本人及び保護者がプロフィールや成育歴、得意なことや苦手なこと等、必要な情報を記入するとともに、関係機関等から提供を受けた情報（母子手帳、お薬手帳等）や学校が作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画等も綴じ込んで活用する。

高等学校への引継ぎにおいてパーソナルカルテが活用されたのは、県内全体で 29 事例であった。保護者がパーソナルカルテを所有しており、個別の教育支援計画や個別の指導計画を綴じ込んでいる場合は、中学校から高等学校へ引き継ぐ資料と同じものを保護者が共有しているため、高等学校入学後の懇談をスムーズに進めることができた。

② 進学前後における適切な引継ぎ内容及び時期等の研究

中学校で作成・活用されていた個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき、中学校と高等学校の担当者が対面で引継ぎを行うこととしている。

実際の引継ぎの内容としては、これらの計画への記載内容の他に、学級編成や担任の決定のために参考となる内容についても聞き取られていた。さらに、発達障害のある生徒は初めての場面が苦手なことがあるため、入学直後に必要な支援についても聞き取られていた。これらについては、面談での引継ぎが不可欠であった。

また、保護者のパーソナルカルテの所有状況について、一覧表に記載することに

より、高等学校が把握することができ、懇談の際に保護者に持参してもらうよう働きかけることができた。

高等学校における受け入れ準備を考慮し、引継ぎの時期は、県立高等学校への入学が決定してから 3 月末までの間としている。実際の引継ぎでは、中学校にとっても、年度内に引継ぎを終えることができることのメリットが大きかった。

③児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する体制の整備評価手法

引継ぎの対象は、中学校の校内委員会において特別な支援が必要であると判断し、かつ、引継ぎについて保護者の同意が得られている者としている。引継ぎがあった生徒の高等学校への適応状況は、ほぼ良好であり、保護者の同意を得ていることの効果が大きいのではないかと指摘されている。

一方で、中学校からは、「引継ぎにあたって保護者の同意を得ることが難しい。保護者の同意を得るには、引き継がれた支援情報が高等学校においてどのように活かされているのか、実際にどのような支援が行われているのかといった説明が必要である。」との意見が聞かれた。

また、次のような事例があった。

- ・引継ぎがあった 86 事例の他に、特別な支援を必要とすると思われる生徒 138 人が高等学校に入学していた。これらのうちには、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所有している生徒や、発達障害の診断のある生徒も含まれていた。
- ・引継ぎがなかった生徒について、学校間連携コーディネーター等が発達検査を実施した際に、すでに同じ検査を受けていたことが判明した事例が複数あった。

保護者の同意を得るためには、進学の前ではなく、早期の段階から、パーソナルカルテを活用した情報共有を開始しておくことが重要であると思われる。

6. 今後の課題と対応

県内全域で実施要項に基づく支援情報の引継ぎに取り組んだ結果、この引継ぎ方法が有効な方法であることが明らかになった。一方で、次のような問題点も見受けられた。

- ・小・中学校では特に目立つことがなく、高等学校への引継ぎがなかった生徒が、高等学校で困難さに直面している事例が多数あった。
- ・86 の引継ぎ事例のうち、パーソナルカルテが提示された事例は 29 と少なかった。
- ・一部ではあるが、「例えば家庭状況等、本人・保護者の同意を得ていない情報についても引き継がれるよう、引継ぎ方法を改善してほしい」といった意見があった。

中学校から引継ぎがあった事例以外にも、引継ぎが必要と考えられる多数の生徒が高等学校に入学していることや、本人・保護者の同意を得ていない情報を求める意見もあることから、取組の趣旨が、中学校や高等学校に十分に浸透していないと推測される。

保護者の同意を得ていない引継ぎ情報は、保護者と共有することができず、特別な支援の実施や合理的配慮の提供の根拠にもなり得ない。

今後は、高等学校における支援事例を含め、引継ぎの有効性を発信することで、

引継ぎの趣旨や方法についての理解啓発を図り、より多くの事例で保護者との同意が得られるよう取組を進める。

パーソナルカルテについては、所有割合が低い市町における普及を進める必要がある。これらの市町の個別の課題を明らかにするため、市町教育委員会と協議するとともに、普及に向けた支援を行う。

7. 指定校について

【前在籍校】

指定校名：津市立南郊中学校											
	第1学年				第2学年				第3学年		
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数
通常の学級	118		4		107		4		111		4
特別支援学級	知的障害1学級3名 肢体不自由1学級2名										
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		0		0
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	21	1	6	1	1	1	1	2	36

【後在籍校】

指定校名：三重県立みえ夢学園高等学校											
学級数及び児童生徒数											
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年				第4学年以上	
		生徒	学級数	生徒	学級数	生徒数		学級数		生徒	学級数
定時制	総合学科	1		1		82				1	
		2		0						5	
		0		9						5	
教職員数											
校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員			その他		計
1	2	29	2	2	0	4	0		17		47

8. 問い合わせ先

組織名：三重県教育委員会

- (1) 担当部署 特別支援教育課
- (2) 所在地 三重県津市広明町13
- (3) 電話番号 059-224-2961
- (4) FAX 番号 059-224-3023
- (5) メールアドレス shienkyo@pref.mie.jp